

令和 2 年度地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターにおける
障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 2 年 4 月 1 日 制定

1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)」第 9 条の規定に基づき、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター(以下「法人」という。)が行う物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するため定めるものである。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

本方針は、法人が他者に委託して行う事務・事業に係るものを除くほか、法人すべての組織における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

法人において調達の対象となる障害者就労施設等とは、法第 2 条第 2 項各号に定める施設とする。

5 物品等の調達の目標

100 千円以上を調達するよう努めるものとする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

(1) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、その情報を法人内各部署へ提供する。

(2) 隨意契約の活用による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター契約規程第 22 条による随意契約を積極的に活用する。

7 調達実績の公表

調達実績については、事業年度終了後に取りまとめ、法人ホームページにより、速やかに公表するものとする。

8 その他

- (1) 本方針の主たる担当部署は、事務部総務課とする。
- (2) 物品等の契約にあたっては、法人の契約関係規程の定めによることとする。